



昭和62年消防出初(観閲式)



社会資本の拡大充実に邁進

小浜市議会議長

木橋正昭

新年明けましておめでとう
ございます。
昨年は皆々様の力強い御支
援をいただき、ここに希望に
満ちた昭和六十一年の新春を迎

えることができましたことは、
ひとえに皆々様の御指導のた
まものと衷心より感謝申し上げ
謹んで厚く御礼申し上げます。

昨年は内外共に厳しい年で
あり、貿易不均衡、円高不況
等、揺れ動く経済情勢の中に
あつて数多くの課題が新しい
年へと越してまいりました。

本市にありましては、「全国
豊かな海づくり大会」が開催
され、多くの市民の皆々様方
に深い感銘と尽きない思い出
を残して成功裡に終えること
のできましたことは御同慶に
たえないところであります。

同時に完成いたしました臨
港線、外港へ進出、立地され
ました企業群が力強い生産の
息吹きを上げつつあり本市の
一大産業基地としての発展を
期待するものであります。

これがために周辺の環境整
備に心いたすとともに市街地
再開発等商業の近代化事業の
推進、下水道事業の推進をは
かり都市機能を高めると同時
に、年毎に厳しさを加える農
業情勢に対応するため周辺農

業情勢に対応するため周辺農
業情勢に対応するため周辺農

用地の高度化利用による農業
生産の向上をはかり、観光資
源の開発整備等による社会資
本の拡大充実にこそが恒久福祉
につながる道であると確信い
たすものであります。

しかし、モータリゼーショ
ンの今日に生きる道は高速交
通体系の確立、整備が急務で
あり、当面の課題として国道
27号、162号線の改良促進をは
かるとともに高規格道路、新
幹線建設への運動を強力に展
開し、実現を期してまいらね
ばならないと思ひます。

また、大学問題の今後の取
り組みは慎重かつ十分意を用
いていかなければならないと
思ひます。

一方、新庁舎も今秋完成の
運びとなり、真の住民センタ
ーとして市政発展の源泉とな
り、その役割りを果たし得る
よう願うものであります。

最後になりましたが、旧年
中に皆々様から寄せられた御
協力、御指導に対し深く感謝
申し上げますとともに本年も一
そうの御支援を賜りますよう
お願い申し上げます。

お願い申し上げます。

12月定例会

昭和六十一年第五回小浜市
議会定例会が十二月十日に招
集され、会期を二十日までの
十一日間とされた。

次いで昭和六十年度小浜市
一般会計歳入歳出決算をほし
めとする十件の決算認定の議
案が提案された。

これが決算については、い
ずれの決算とも黒字の決算と
なっており、市長、収入役よ
り提案理由の説明、質疑を経
て八名の委員をもつて構成さ
れた決算特別委員会(委員長
森下 智議員)に付託した。

次いで、昭和六十一年度小
浜市一般会計補正予算(第六
号)外補正予算八件をはじめ
とする十一議案が提案をされ
た。

市長、財政課長、総務課長
より提案理由の説明があり質
疑を行なった後、各議案をそ
れぞれ所管の常任委員会に付
託した。

十一日は休会とし、十二日
本会議が再開され十二、十三
日の二日間にわたり今冬の除
雪対策、大学問題、農林業の
振興策、総合運動公園、道路
の整備等市政全般について七
名の議員が一般質問を行ない、
理事者の姿勢をただした。

理事者の姿勢をただした。

十四日より十九日までを休
会とし二十日に本会議が再開
された。

二十日の本会議は、決算特
別委員会委員長より、先に付
託をされた決算認定について
審査に日時を要するため継続
審査をしたい旨の申し出がな
され閉会中の継続審査とした。

次いで、陳情一件を閉会中
の継続審査とした後、総務、
建設、産業経済、教育民生の
各常任委員長より報告があり
質疑、討論、採決が行なわれ
全議案を原案どおり可決した。

午後四時五十分の本会議を
再開、会議時間の延長を行な
い休憩に入った。再開された
直後に森下 智議員より議長
不信任の動議が提出され、こ
れが日程に追加され、説明、
質疑を経て採決(表決の方法
については村松欣二議員外三
名より記名投票の要求)を記
名投票により行なった結果、
不信任が可決された。

次いで意見書案二件が松尾
剛総務常任委員長より提案さ
れ原案どおり可決、政府関係
機関へ意見書を提出した。

次いで任期満了に伴う教育
委員の任命、財産区管理委員
の選任、人権擁護委員の推薦
につき意見を求めることにつ
いての三件の人事関係の議案
が提案され、これが案件につ
き全員同意をして閉会をした。

これが案件につ
き全員同意をして閉会をした。

問 質 般

十二月定例市議会の一般質問が十二月十二、十三日の二日間にわたり七名の議員が工場用地問題、農業振興、新幹線の見通し、高規格道路、大学誘致の現況と見通し、総合運動公園、道路の整備、今冬の除雪対策等々の市政全般にわたり理事者側の考えをただした。

一般質問の質問、答弁の要旨は次のとおり

Q

A

工場誘致でございますが、工場誘致は何年も前から本市は集中的な工場用地を考えているようですが、今日外港完成によって鮮魚関係の方は非常に機能が發揮できておりますが、今後鉄工関係とか、その他の工場誘致のために集中的な工場用地を確保できないか。

また、市長は、そういう場所とか面積というようなことのお考えを持っているのかどうか。

昨年お認めいただいた工業振興条例、通産省が指定している低開発地域振興法、工業再配置促進法等の優遇措置を柱として企業誘致に懸命に働き続けているわけですか。

市が指定を受けている工場適地は多田、木崎、生守、野代に約四十万平米ありますが地価その他で問題点があり、五十九、六十年年度の二カ年で

コンピュータによる適地調査を行ない、現在の工場用地需要に対応し得る用地需要の整備をはかっているところであります。市としても商工会議所の各機関と協力させていただき協議をさせていただいている段階でございます。

大学誘致計画のその後の推進状況と市民への周知徹底法についてお伺いいたします。

小浜市への大学誘致を実現させるため市長はさまざまな努力を続けられ今日に及んでおられることを心から敬意を表するものです。

幾多の障害があることも認めるものですが、大学誘致に関する市長の市政方針が広報おぼまに公表され、市民に明らかにされていきますが、六十年一月、四月、七月、九月、十二月、六十一年一月、二月、三月号の広報に、これが問題につき市長から市民に知らさ

れておりますが、四月以後大学に関する記事が掲載されないのはなぜなのか。

鳥越山周辺の開発は四月に着手されるといっているが、いつにずれ込むことになったのか。

大学構想は九月に報告するといっているがどうなっているのか。

市民の関心は非常に高く、公表された情報を信じておりますが、その後の推進状況と先の発表と一致しない部分について、いつ、どんな形で市民に発表されるのか。

大学の問題は小浜市のみならず県をもつて代表とする広域的な問題になっており、県議会の動向に左右されざるを得ない状態にあるわけです。

二月県会で大学関連予算が凍結され、推進の拠点といたすべく考えていました国土庁県、市の三者が一体となった調査の実施について理解が得られなかったわけですか。

このような情勢の下で嶺南地区大学誘致推進協議会を設置して会合を重ねてまいったわけですか。

この協議会は嶺南の八市町村が一体となり協議をしており一歩弁を超えれる範疇に属し、国土庁、県、市の三位一体の調査は、より高次の視点からすべてについて御審議をいた

だくもので、これにブレイキがかかり調査その他で著しく遅くれたわけですか。

市単独の努力でもって、これを解決いたすために調査の解除に向かつて努力することが当面の目標でありましたために、それに全力を傾注し、嶺南地域学園都市基本計画策定委員会の開催ができるようにお願いをしてまいったわけですか。

八月二十二日に第一回の会を小浜市で開催しました。

これは県会のほうは御理解が得られたという理解のもとで開催をさせていただきました。

また、十一月二十九日に東京で国土庁、県、市合同にかかる協議会において嶺南地域における大学の必要性等が、きわめて鮮明に浮かび上がってきた有意義な会であったと理解をしております。

委員の先生は、いずれも全国的に有名な方で、より広い視野に立って、より現実若狭の地に大学を、の方向で熱のこもった、厳しい議論が相次いだわけですか。

この議論の成り行きに意を強くし自信を深めさせていたいただきました。

次回は今春になると思いますが、春には報告書がまとまるのを期待をして、この間の

事情について市民の方には結論が出た後に詳しい経過報告をさせていただきながら大学誘致構想を御理解賜るべく順備を進めさせていただいております。

総合運動公園についてであります。

九月議会の全員協議会において説明された電源交付金の事業概要において総合運動公園の構想が明らかにされました。

昭和六十七年までということですから、きわめて具体的であります。

現在小浜市の考えている運動公園の予算、規模、構想、場所、建設時期について一度腹案があるのかどうか。

また、この種の公共施設は旧小浜もしくは周辺に集中しているように思われます。

交通手段の変化をしている今日周辺の人口集中地、交通の便利さだけにこだわる必要がないように思いますがお考えをお伺いしたい。

総合運動公園の予算、構想場所等についてお尋ねがございましたが、六十七年度までにつくるといようなことであつたわけですが、予算といようなものにつまましてもおのずから制限があるうかと思ひますし、規模と構想ということとは密接に関係すること



ですので、いかなる設備をするかということについて関係課のほうで目下詰めているところでございます。

場所は未定でございます。旧小浜周辺に、そういうものが集中しているのですが、どう考えているかということですが、周辺に固執をする考えはもちろんないわけでございまして、広く全市的な視野から検討をさせていただきたいと考えているわけです。

道路行政については、通勤をしておられる方は朝夕のラッシュは毎日経験しておられると思います。

また、夏の交通渋滞も同じでございます。本市の道路行政のおくれを指摘する声が多くあることは御存じの事と思いますが、中でも小浜縦貫線は車の流れをスムーズにする最も有効な道路でありますし、市の東部開発にはなくてはならない路線であり、この道路については上中町は用地買収も終わり、後は本市のみ残っているわけですが、市役所の横から南川堤防までの用買

数年もかかっております。

行政として取り組みが甘いのではないかと思われるが、期成同盟会等を設置して対応することができないのか。

また、道路に対して市長の取り組みの姿勢を伺いたい。

この問題の取り組みについては一億円を要するNHKの放送塔の移転等たいへん経費が増高し、また、土地の取得が、きわめて地価の高い土地を買い取らなければならず、予算の大部分を用買に費しているという状態で、非常に苦心をしておりますが関係各課で一生涯命に取り組んでいきます。

道路行政の基本的な考えは国、県道については運動を極力推し進めながら市道とは別個の財源のもとに区別することなく整備をしていきたい。

(参事) 期成同盟会の問題については、いろいろ準備中ですが上中町との関係、和久里、府中の地権者、組織の関係がありますので、その辺の調整が必要ですので、現在上中町と連係をとりながら期成同盟会の結成に向けて努力をさせてもらっているところでございます。

新庁舎建設に関連する諸問題については、庁舎内の食堂入居問題について若干配慮に欠ける点があったように

思うが、今後の問題もあるのでお尋ねと確認をしておきたい。

庁舎食堂入居に関しては応募をされたのか。

市役所前の掲示板に十月二十四日から十一月十五日まで掲示がされていたと聞くが、その後何名の方から申し込みがあったのか。

業者がきまった、やに聞くが事実かどうか。

周辺の市民の方から電波障害の問題、日照権の問題等々が持ち上がったにやに聞くが、これが対応策について。

また庁舎敷地への出入り口は何カ所設けるのかお尋ねしたい。

市庁舎食堂の件については、このたび応募による選考を希望しておられた二人の業者から二人だけの特別応募には応じられないということで御辞退の申し入れがありましたので、今後はより広く応募するという含みでもって白紙から出直しをしなければならぬという状態になりました。

辞退なさった二人の業者は入札を辞退されたのではなく二人だけによる入札を辞退されたわけでは

ありません。選考委員会等ばかりながら応募の形で白紙から出直しをし、優秀な業者がたくさん応募していただくことを希望し

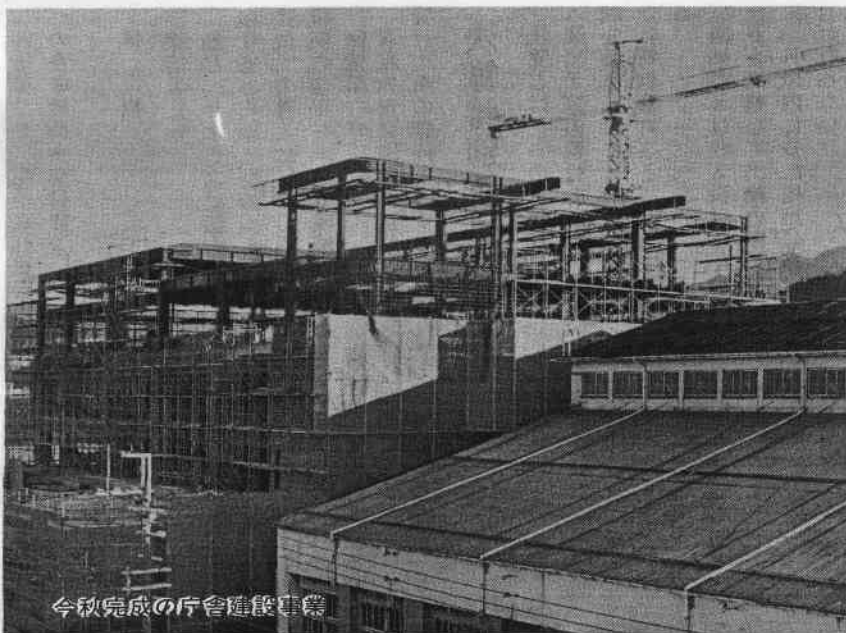
ております。

(庁舎建設事務室長) 庁舎前の駐車場入り口についてですが、一般来庁者用として西側の国道162号線に面して一カ所、南側の縦貫線に面して一カ所、計二カ所の出入り口を設けることになっております。

電波障害についてですが、小浜病院で障害が出ておりますが、現在仮設備をしておりますが、コンクリートが打

ち終わつた段階で再調査をして本工事をなう予定しております。

日照の問題ですが、この問題については庁舎建設に先立ち説明をやらせていただき御了解を得たと思っておりますが、少しでも近隣の皆さんに日影を落とさないような設備で、住居地域並みの日影で終わるように設計面で配慮をして進めております。



今秋完成の庁舎建設事業

人事

教育委員会委員、財産区管理委員、人権擁護委員の任期満了に伴う人事案件が十二月定例市議会に提案され、三件とも全員一致で同意をした。

教育委員会委員

北村 宗一

財産区管理委員会委員

木橋 日出夫

家山 茂松

地村 正夫

木崎 政義

森下 義雄

土井 正博

松井 祐之麿

人権擁護委員

水野 弘

意見書

関係機関へ提出

地方自治法第九十九条第二項、市議会会議規則第十四条の規定により意見書を可決して関係機関へ提出した。

施すること。

一、財源確保にあたっては

現行の不公平な税制の徹底し
た是正を行なうこと。

陳情第二号 生産森林組合
への育成補助金交付について
採 択
陳情第五号
商品・サービスに幅広く課
税するあらゆる型の「大型間
接税」の導入に反対し不公平
税制の是正を求める陳情
陳情第六号
義務教育費国庫負担制度の
現行水準の維持に関する陳情

意見書第四号
商品・サービスに幅広く課
税するあらゆる型の大型間接
税の導入に反対し不公平税制
の是正を求める意見書

意見書第五号
義務教育費国庫負担制度の現行水準の維持に関する意見書

決算特別委員会

決算とは、一会計年度の歳
入歳出予算の執行の結果の実
績を示すために一般会計のほ
か各特別会計ごとに調整され
る。
出納長又は収入役は毎年度
決算を調整して出納の閉鎖後
三月以内長に提出しなけ
ればならない。
長は決算、書類を監査委員
の審査を経て、監査委員の意
見を付けて次の通常予算を議
する会議までに議会の認定に
付さなければならぬ、とな
っており次の委員で審査される。

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 森下 智 |
| 副委員長 | 富永 一夫 |
| 委員 | 松尾 剛 |
| " | 深谷 嘉勝 |
| " | 浜野 是 |
| " | 山藤 貞雄 |
| " | 坂下 均 |
| " | 寺本 久雄 |

陳情

十二月定例市議会では、次の三件の陳情の審査をした。

閉会中の継続審査

議会豆知識

会議時間の延長について

小浜市議会会議規則第九条で、会議時間は、午前十時から午後五時までとする。
また、同条二項で、議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができ、ただし、出席議員二人以上から異議があるときは、

することができ、と規定されており、市の規定は、会議時間の繰り上げ、繰り下げ、または時間延長については議長が必要と認められた場合にこれを認めることとし、府県のように議決とか会議において宣告という規定によらなくても大幅に議長の裁量行為として認めるものである。
市(町村)では、議会の召集当日でも九条の議長の時間変更により所定の開議時刻を繰り上げ、または繰り下げの旨議員に通知することにより可能とするものである。

会議時間とは、議会が一日のうちで活動できる時間であり、それは日を単位とし午前零時から午後十二時までである。本市の会議規則には午前十時から午後五時と定められており、この時間帯に終了するのが通常の会議である。
しかし議事の関係で予定どおり進行しない事が時々発生をして当日の日程が午後五時までに終了することが困難な場合には「議長は、必要であると認めるときは、会議時間を変更することができ、」ことから会議時間延長の宣告をする。

討論を用いないで会議にはかつて決める。となつてい。府県の場合は、会議時間は午前十時から午後五時までとする。ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰上又は延長

政府は、現行税制の見直しをはかるため政府税制調査会に、その内容について諮問され、同調査会では商品・サービスに幅広く課税する間接税の導入を検討し答申される予定といわれています。
言うまでもなく「大型間接税」は物価を押し上げ、消費者、中小事業者の暮らしと営業を困難にし、低い所得の世帯ほど負担率の高い不公平な大衆課税です。
消費者、中小事業者の暮らしと営業を守るため次のとおり要望します。
一、商品、サービスに幅広く課税するあらゆる型の大型間接税の導入はしないこと。
一、課税最低限の引き上げによる所得税をすみやかに実

一昨年義務教育費負担制度の見直しが行なわれ旅費、教材費が除外され、今年度はまた共済費の負担率が減額されました。このことは義務教育無償の原則、教育機会均等の原則に反するだけでなく、地方財政の自主的な運営を阻害し地方公共団体に負担の転嫁を禁止する地方財政法にも違反します。
大蔵省は来年度予算編成方針の中で文教予算を前年度以上の大幅な削減を推し進めようとしておりますが、言うまでもなく学校教育は校長、教員、養護教員、事務職員等、全教職員の協力によつて成り立ち、一人一人の子供への行き届いた教育がなされます。また、教職員すべてが国庫